

2022年3月30日

各位

インフラファンド発行者名 東京インフラ・エネルギー投資法人 代表者名 執行役員 永森 利彦 (コード番号 9285)

管理会社名

東京インフラアセットマネジメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 永森 利彦 問合せ先 執行役員管理本部長

> 兼財務経理 IR 部長 真栄田 義人 (TEL: 03-6551-2833)

管理会社における社内規程(リスク管理方針)一部変更に関するお知らせ

東京インフラ・エネルギー投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産 運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社(以下「本管理会社」といいます。)は、本 日、本管理会社の社内規程であるリスク管理方針の一部を下記のとおり変更することを決定いたしまし たので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

本管理会社においてリスク管理方針の見直しを実施した結果、時勢及び実態を踏まえ、一部記載事項の変更をするものです。

2. 変更内容

以下に、変更箇所を含むリスク管理方針の一部を記載します。

【変更箇所①】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(リスク管理方針の対象となるリスクの特定とその管理方針)

g. その他のリスク

i. 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します)

		(下豚的は多、色の) でかしより。)
	変更前	変更後
リスクの特定	・新投資口の発行、借入れ及び投資法	同左
	人債の発行の可能性及び条件は、本投	
	資法人の投資口の市場価格、本投資法	
	人の経済的信用力、金利情勢、インフ	
	ラファンド市場その他の資本市場の	
	一般的市況その他の要因による影響	
	を受けるため、今後本投資法人の希望	
	する時期及び条件で新投資口の発行、	
	借入れ及び投資法人債の発行を行う	
	ことができず、その結果、予定した資	
	産を取得できなくなる等の悪影響が	
	生じるリスク。	
リスクの把握・認識方法	・本投資法人の投資口の市場価格、本	・本投資法人の投資口の市場価格、本
	投資法人の経済的信用力、金利情勢、	投資法人の経済的信用力、金利情勢、
	インフラファンド市場その他の資本	インフラファンド市場その他の資本



	変更前	変更後
	市場の一般的市況その他の要因とし	市場の一般的市況その他の要因とし
	て合理的と判断される市場の各種指	て合理的と判断される市場の各種指
	標(東証 REIT 指数、LIBOR 又は TIBOR	標(<u>東証インフラファンド指数、東証</u>
	を含みますが、これに限られません。)	REIT 指数、TIBOR を含みますが、これ
	を継続的に調査し、本投資法人による	に限られません。)を継続的に調査し、
	資金の調達が困難であると予想され	本投資法人による資金の調達が困難
	る時期における資金需要を予め予想	であると予想される時期における資
	してリスクを把握・認識します。	金需要を予め予想してリスクを把握・
		認識します。
リスクリミット	・LTV は、原則として 60%以下を目安と	同左
(リスク発見時に想定	して管理を行います。ただし、新たな	
される事項)	再生可能エネルギー発電設備関連資	
	産の取得等に伴い、一時的に 60%を超	
	えることがあります。	
リスク低減の方策	・運用ガイドラインに定める財務方針	同左。
(リスクへの対処方針)	に従い、返済期限や調達先の分散を志	
	向するほか、機動的な資金調達を目的	
	として事前の借入枠設定又は随時借	
	入れ予約契約の締結を必要に応じて	
	検討します。また、物件取得や借入れ	
	に際しては、エクイティによる資金調	
	達が困難な場合でも、必要な資金調達	
	に支障が生じないよう配慮します。こ	
	れらの財務戦略に沿った資金調達を	
	可能とする資産のポートフォリオを	
	構築します。また、フォワード・コミ	
	ットメントを行う際には、フォワー	
	ド・コミットメント等に係る規則に従	
	い、その取得資金の調達にあたって	
	は、市場動向等を慎重に分析した上	
	で、十分な余裕をもって資金調達の方	
11 - 5 70 70 11	針を固めるものとします。	
リスク発現時の	・分析した市場動向等に照らし、本投	同左
リスク削減方法	資法人の資金需要を、新投資口の発	
	行、借入れ及び投資法人債の発行による次へ調査以外の大法での次へ調査	
	る資金調達以外の方法での資金調達	
	によっては満たすことができないと	
	予想された場合には、早期に追加の借	
	入枠設定又は随時借入れ予約契約の	
スの似	締結を行うように努めます。	
その他	該当なし。	同左

【変更箇所②】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(リスク管理方針の対象となるリスクの特定とその管理方針)

g. その他のリスク

ii. 利益相反に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変更前	変更後
リスクの特定	・スポンサーが、本投資法人又は本資	・アドバンテックグループ(アドバン
	産運用会社との間で取引等を行う場	テックの関係会社 (財務諸表等の用
	合、 <u>スポンサー</u> の利益のために、本投	語、様式及び作成方法に関する規則
	資法人の投資主の利益に反する行為	(昭和38年大蔵省令第59号)第8条



	が行われる可能性があり、その場合に	有報第8項に定める意味に拠ります。)
	は、本投資法人の投資主に損害が発生	をいい、本資産運用会社を除きます。
	するリスク。	以下同じです。)が、本投資法人又は本
		資産運用会社との間で取引等を行う
		場合、アドバンテックグループの利益
		のために、本投資法人の投資主の利益
		に反する行為が行われる可能性があ
		り、その場合には、本投資法人の投資
		主に損害が発生するリスク。
	・本投資法人又は本資産運用会社とス	・本投資法人又は本資産運用会社とア
	ポンサーとが、特定の資産の取得、賃	ドバンテックグループとが、特定の資
	貸借、管理運営、処分等に関して競合	産の取得、賃貸借、管理運営、処分等
	する可能性やその他利益相反が問題	に関して競合する可能性やその他利
	となる状況が生じるリスク。	益相反が問題となる状況が生じるリ
		スク。
リスクの把握・認識方法	・投信法、金融商品取引法等の法令及	同左
	び利害関係人等取引規程等の社内規	,
	程に従います。	
リスクリミット	利益相反取引は、法令及び利害関係	同左
(リスク発見時に想定	人等取引規程等の社内規程に適合す	
される事項)	る限度で認められるものとします。	
リスク低減の方策	・利益相反取引に適用のあるルールを	・利益相反取引に適用のあるルールを
(リスクへの対処方針)	遵守して利害関係人等との取引を行	遵守して利害関係人等との取引を行
	い、本投資法人の投資主に不利益とな	い、本投資法人の投資主に不利益とな
	る取引は行いません。	る取引は行いません。
	・ <u>スポンサー</u> に対し、スポンサーサポ	・メインスポンサーであるアドバンテ
	ート契約に基づき本投資法人に対す	<u>ック及びクールトラスト</u> に対し、スポ
	る出資を行うことを要請し、本投資法	ンサーサポート契約に基づき本投資
	人と利害を一致させることによって、	法人に対する出資を行うことを要請
	本投資法人の投資主に不利益となる	し、本投資法人と利害を一致させるこ
	取引を行うインセンティブを軽減し	とによって、本投資法人の投資主に不
	ます。	利益となる取引を行うインセンティ
		ブを軽減します。
リスク発現時の	・新しい制度に適合する新しい事業モ	同左
リスク削減方法	デルを早期に検討します。	
その他	該当なし。	同左

- 3. 変更予定日 2022年3月30日
- 4. 今後の見通し 本変更による本投資法人の業績への影響はありません。

以上

※本投資法人のホームページアドレス: https://www.tokyo-infra.com/